

平成29年 7月 10日

関係各位

一般社団法人大阪府信用組合協会

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について
(振り込め詐欺防止対策)

大阪府下に本店を置く7信用組合が連携し、振り込め詐欺防止対策の一環としてキャッシュカード振込機能の一部利用制限を実施いたします。

近年、振り込め詐欺の被害が多発しており、特に、キャッシュカードによる振込に不慣れな高齢のお客様をATMに誘導して、現金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しております。このような被害を防止するための緊急対応としまして、大阪府下7信用組合では、下記のとおり本年8月以降順次実施してまいります。

記

1. 対応の内容

下記2. の対象のお客様のキャッシュカードによるATMでの振込に制限がかかります。

2. 各信用組合の対象のお客様及び実施日

組合名	対象とする年齢	ATMでキャッシュカードによる振込をしていない期間			振込限度額	実施日
		1年	2年	3年		
大同	70歳以上	○			1,000円	H29.10. 2
成協	70歳以上	○			1,000円	H29.10. 1
のぞみ	70歳以上	○			1,000円	H29. 8. 7
大阪府医師	75歳以上		○		100,000円	H29.10.31
大阪府警察	70歳以上			○	1,000円	H29.10. 2
近畿産業	70歳以上			○	100,000円	H29. 8.10
ミレ	70歳以上			○	1,000円	H29.10.31

<金融機関コード順>

○本件に関するお問合せ先

一般社団法人大阪府信用組合協会

〒540-0026 大阪市中央区本町2-3-9 (信用組合会館4階)

TEL06-6941-1441

FAX06-6946-8217

以上